

産業競争力強化法改正と事業再生ADR・債権譲渡

宮本 聡
So Miyamoto

PROFILEはこちら



1 はじめに

産業競争力強化法等の一部を改正する法案が2021年6月9日に可決成立し、同月16日に公布され一部は公布日に、その他の部分についても8月2日付で施行されました。

バーチャルオンリー株主総会をはじめとして、多岐にわたる今回の産業競争力強化法等の改正ですが、本稿では、事業再生と債権管理に影響のありうる改正点(「債権譲渡の第三者対抗要件の特例」及び「事業再生の円滑化のための事業再生ADRに関連する改正」)にフォーカスして説明いたします。なお、本稿では、ことわりのない限り、改正後の産業競争力強化法を「法」と略しています。

2 債権譲渡の第三者対抗要件の特例

これまで債権譲渡の第三者対抗要件の具備には、①公証役場での確定日付の取得や内容証明郵便(民法467条、民法施行法5条1項2号及び6号)、あるいは②債権譲渡特例法に基づく債権譲渡登記(債権譲渡特例法4条1項、14条1項)のいずれかの方法による必要があり、実務的には①のうちの内容証明郵便(電子内容証明を含む)の方法が多く用いられています。

今回の改正によって設けられた債権譲渡の第三者対抗要件の特例は、この①②に加えて、ペーパーレス化・デジタル化を推進すべく、電子的システムを用いた、新たな第三者対抗要件具備の方法を認めるものです。具体的には、主務大臣の認定を受けた新事業活動実施者が提供するシステムを利用して行われた債権譲渡通知等を、確定日付のある通知

等とみなすものです(法11条の2第1項)。

認定新事業活動実施者が提供するシステムは、以下の(i)(ii)の要件を充足する必要があります。

(i) 債権譲渡通知等をした者及び通知等を受けた者が、当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認できること。

(ii) 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、その改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

(ii)に関する主務省令(法務省・経済産業省令2号(同年8月2日施行))

- ・債権譲渡通知の記録の5年間の保存(同令2条1号)
- ・譲渡通知をした者の求めがあった場合の債権譲渡通知に関する書面又は電磁的記録の提供(同条2号)
- ・情報システムにおいて債権譲渡等の日時を記録するために用いられる時刻を信頼できる機関の提供する時刻に同期させること(同条4号)
- ・技術的な安全管理に関する措置を講じること(同条6号)等

これに関連して、今回の改正前から、規制のサンドボックス制度¹を活用して「SMSを利用した債権譲渡通知に関する実証」(認定日:2020年6月26日)が進められていました²。この実証を行っている事業者は、SMAPS(Short Message Accelerate Platform Service)という、SMS(Short Message Service)を利用して、確実に目的の通信端末へメッセージを

1:「規制のサンドボックス制度」とは、新しい技術やビジネスモデルの実施が現行規制との関係で困難である場合に、新しい技術等の実現に向けて、事業者の申請に基づき所管官庁の認定を受けて、期間や参加者を限定した実証を行い、実証のデータを用いて規制の見直しにつなげていく制度であり、諸外国でも導入されています。法律上は、「新技術等実証制度」と表現するのが正確ですが、一般的に「規制のサンドボックス制度」と表現されていますので、本稿でもそのように表現しています。

2:<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/project/gaiyou17.pdf>

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

届け、メッセージに記載されたショートURLから重要な情報に誘導できるクラウドサービスを提供しています。この実証は、内容証明郵便など既存の方法による債権譲渡通知を行うとともに、それと併用する形で、SMAPSを利用したSMSによる同一内容の通知を行うことでその利便性等を検証するものであり、SMS通知は第三者対抗要件具備という独自の法的効果を持ちません³。

しかしながら、今後、事業者が債権譲渡に関し、法9条及び法11条の2による認定を受けることとなれば、将来的にはSMSによる通知のみによって、第三者対抗要件を具備できることとなりますので、今後の動向が注目されます。

3 事業再生の円滑化のための事業再生ADRに関連する改正

(1) 事業再生ADRとは

事業再生の円滑化のための産業競争力強化法の改正は、事業再生ADRに関連するものです。事業再生ADRは、法的事業再生手続(会社更生、民事再生)によらない、企業の私的な事業再生手続のうちADR法及び産業競争力強化法等に基づいて制度化された一定のルールのもとでの事業再生手続のことをいいます。

事業再生ADRの特徴としては、①手続実施者(中立的な立場で債権者と債務者企業の権利関係の調整にあたる者で、事業再生に精通している)が選任されること、②債務者企業が策定した事業再生計画案の成立に全対象債権者の同意が必要であることがあげられます。②のとおり事業再生計画の成立には全対象債権者の同意が必要であるため、事業再生ADRが一部の対象債権者の反対により途中でとん挫したものの、引き続き事業再生を模索しようとする場合には、債務者

企業が裁判所に法的事業再生手続を申し立てる必要があります。

(2) 改正の趣旨

(1)のような事業再生ADRについて、コロナ禍において今後の見通しが難しい中、予防的な意味合いも含め、迅速な事業再生を可能とする環境を整備すべく、事業再生ADRから法的事業再生手続への移行を円滑にするための規定等が、今回設けられました。

(3) 監督委員の選任に関する特例

事業再生ADRから民事再生ないし会社更生に移行する際に、裁判所が、事業再生ADRにおいて手続実施者が和解の仲介を実施していたことを考慮したうえで、監督委員の選任をするとの規定が設けられています(法49条及び50条)。

この規定は、事業再生ADRに携わり債務者企業の状況を把握している手続実施者が、その後の法的事業再生手続において監督委員として選任されやすくすることで、私的整理と法的整理の連続性を確保し、迅速な事業再生を図ろうとするものです。

(4) 簡易再生の申立てに関する特例

事業再生ADRにおいて債権総額の5分の3以上に当たる債権を有する債権者が事業再生計画に同意した場合、債務者企業は、当該計画に基づき行う債権の減額が「事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合するものであること」の「確認」を求めることができることになりました(法65条の3)。

この「確認」を得た債務者企業の事業再生ADRが頓挫して、裁判所に対し、民事再生の申立てがなされ、その中でさらに簡

3: 平松淳ほか「令和3年産業競争力強化法等改正法における債権譲渡における第三者対抗要件の特例・事業再生の円滑化関係改正の解説」(NBL1199号68頁)によると、実証の過程において、当該クラウドサービスを利用した債権譲渡の通知について情報の消失・改ざんが発生しないこと、保存された債権譲渡通知についてデータの真正性が担保されていることなどが確認された、とされています。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

易再生の申立てがなされた場合、裁判所は、この確認がなされていることを考慮して、債務者企業の再生計画案について「再生債権者の一般の利益に反する」(民事再生法174条2項4号)事由があるかどうかを判断するものとされています(法65条の4)。

簡易再生手続は、民事再生の中で時間と労力を要する再生債権の調査や確定の手続を省略して簡易迅速に再生計画を成立させることのできる手続です(民事再生法211条以下)。簡易再生の活用には、届出再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の5分の3以上を有する届出再生債権者が、①債務者企業等の提出した再生計画案、及び②債権の調査・確定手続の省略の双方に同意していることが要件となります(民事再生法211条1項)。

簡易再生でも再生計画の成立には、裁判所による再生計画の認可を得ることが必要ですが、今回の改正は、裁判所が、再生計画を認可する要件の1つである「再生債権者の一般の利益」に反しないかどうかを判断する際に、上記の法65条の3の「確認」がなされていることを考慮要素の一つ一つとすることで、再生計画を裁判所に認可されやすくなったものです。

これまで、事業再生ADRを含む私的整理が一部の債権者の反対でとん挫した場合に、簡易再生の利用が提唱されることがありました。もっとも、民事再生は、再生計画の認可まで

約5-6か月という短いスケジュールでの運用が実務上なされていることもあって、簡易再生はあまり活用されておらず、2000年から2010年までの全国での活用実績は54件⁴であり、2001年から2020年までの東京地裁での活用実績は2件とされています⁵⁶⁷。

上記の改正は、一部債権者の反対で事業再生ADRがとん挫しても、事業再生ADRで作成された事業再生計画案がそのまま簡易再生でも再生計画として成立することの予見可能性を高めることで、法的事業再生手続への移行を抑止しつつ事業再生ADRでの迅速な事業再生を図ろうとするものです。

(5) 金融機関の事業再生ADR参加の努力義務

事業再生ADRは私的整理手続の一種であり、金融機関等の対象債権者が事業再生ADRに参加するかどうかはあくまで任意ですが、今般、事業再生の円滑化の観点から、事業再生ADR実施機関から手続に参加するよう要請された場合、金融機関は手続参加に協力することが義務付けられました(法65条の5)。この義務は、手続参加への努力義務であり、義務の程度として決して強いものではありませんが、努力義務とはいえ、明文の規定として金融機関に事業再生ADRへの参加を促すものですので、参加要請を受けた金融機関としては、この規定も踏まえて対応を検討する必要があります。

4: 園尾隆司=小林秀之「条解民事再生法」1102頁(弘文堂、3版、2013年)

5: 永谷典雄ほか編『破産・個人再生の実務【第4版】民事再生・個人再生編』375頁(きんざい、2020)

6: 2018年の産業競争力強化法の改正の際には、事業再生ADRが成立せず法的事業再生手続(会社更生・民事再生)に移行する場合において、DIPファイナンスや商取引債権の保護を図るための特例(法56条ないし65条)が設けられており、この改正も事業時再生ADRから法的事業再生手続への円滑な移行を図ること、また、事業再生ADRの実効性を高めることを企図したものです。なお、これまでのところ、この特例の活用事例は報告されていません(事業再生実務家協会シンポジウム報告「事業再生ADR手続の最新の運用状況」NBL1197号62頁)。

7: 民事再生全般の活用実績についてはhttps://www.ohebash.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_202108-P9-Miyamoto.pdfを参照。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】